

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、歴史上価値の高い建造物が集まり、国見町固有の歴史及び伝統を反映した活動が現在も行われ、かつ良好な市街地環境を形成している地区に設定する。また本計画において、重点区域での事業を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

「阿津賀志山の合戦と顕彰・教育活動にみる歴史的風致」は、本町における地政学的な意義と本町のシンボルである阿津賀志山から阿武隈川に至る 3.2 km にわたり築かれた防塁、そして、そこでくりひろげられた文治5年(1189)の阿津賀志山の合戦や奥州藤原氏、源義経に関係する伝承、伝説について、現代まで顕彰・教育活動の場として受け継がれてきた。

また旧奥州街道に宿場が形成され、藤田宿では「旧奥州街道藤田宿における歴史的風致」（鹿島神社例大祭にみる歴史的風致・在郷町の市にみる歴史的風致）、貝田宿では「旧奥州街道貝田宿にみる歴史的風致」が往時の面影を残す歴史的建造物や短冊状に残る町割りとともに今も継承されている。

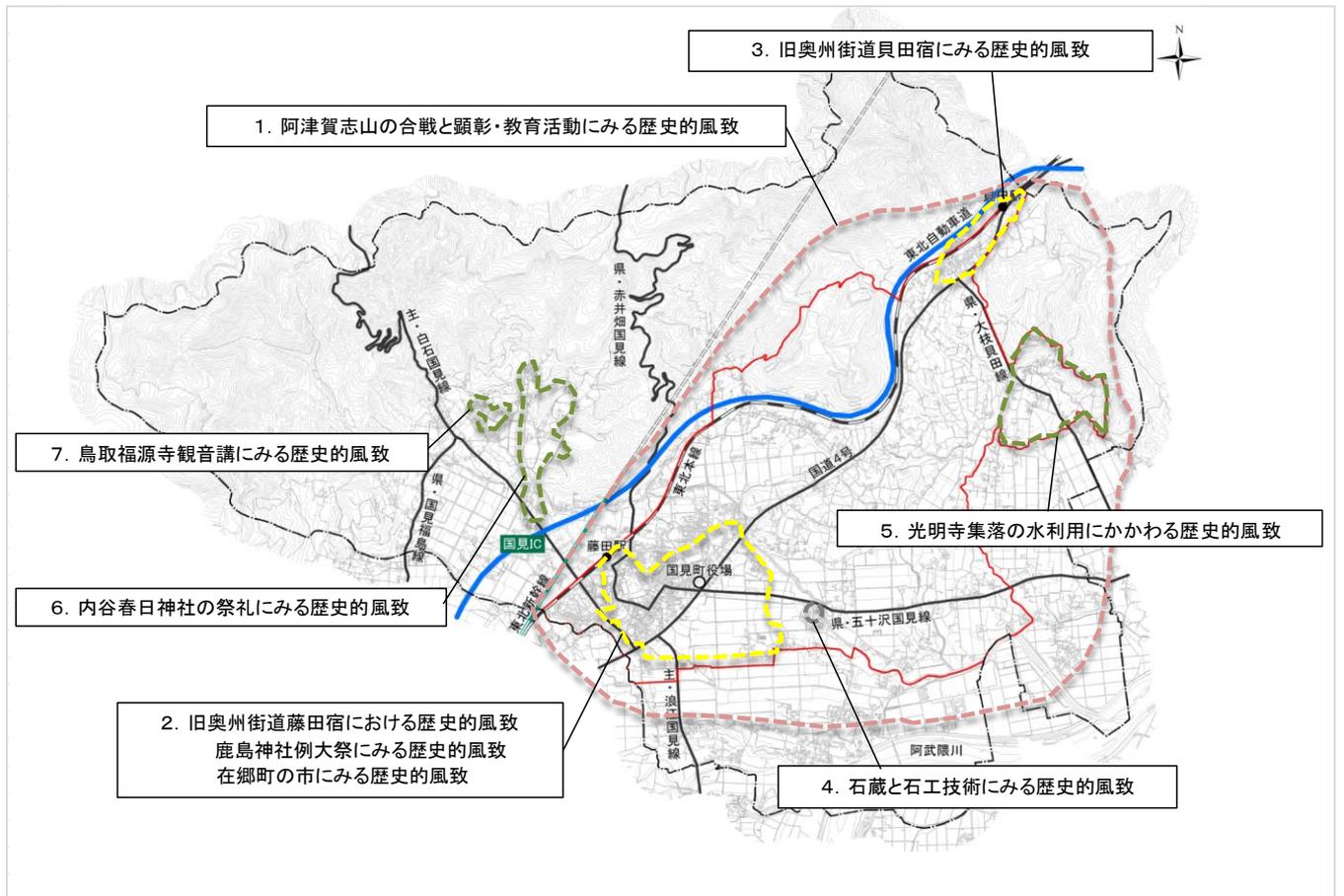
一方、近代における人々の生業や風土に影響を受けながら、この地区固有の建造物として石蔵が今もなお大切に利用されており「石蔵と石工技術にみる歴史的風致」を形成している。宿場以外では、古くからの利用方法が今も残る「光明寺集落の水利用にかかる歴史的風致」があり、「内谷春日神社の祭礼にみる歴史的風致」「鳥取福源寺観音講にみる歴史的風致」など旧村落単位で独自の歴史的風致が息づいている。

これら本町の歴史的風致は、国見町のシンボルである阿津賀志山を望み顕彰・教育活動が行われている範囲で藤田、貝田、光明寺で行われる歴史伝統を反映した活動、石工技術の活動や旧街道沿いの宿場と古くからの水利用が残る光明寺地区が特に重なり、本町固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が今も行われ、良好な市街地環境を形成している。

しかし、本町を代表する文化財の阿津賀志山防塁は、長大な史跡であるため、指定による管理や日頃の保存・管理が行き届かず、来訪者を受け入れる環境が整っていない。

さらに、本町の旧宿場町・農村集落では、往時の豪商や宿場の発展を今に伝える歴史的建造物と、地区住民が受け継いできた祭礼や市が一体となり歴史的風致を形成しているが、高齢化や人口の減少により、歴史的建造物は空き家や老朽化が目立ち、また担い手不足により祭礼は簡略化され、歴史的風致が失われつつある。

こうしたことを踏まえ、阿津賀志山と山裾から構築された防塁、街道沿いの宿場と古くからの水利用が残る光明寺集落、石蔵と石工技術の歴史的風致の範囲が重なった部分を重点区域に設定し歴史的風致の維持向上を図る各種施策を展開していく。



■ 国見町の歴史的風致の分布図

2. 重点区域の範囲

重点区域は、「阿津賀志山の合戦と顕彰・教育活動にみる歴史的風致」と「旧奥州街道藤田宿における歴史的風致」、「旧奥州街道貝田宿にみる歴史的風致」、「石蔵と石工技術にみる歴史的風致」、「光明寺集落の水利用にかかわる歴史的風致」の5つの維持向上すべき歴史的風致が重なり合う地域を重要な場所として設定する。

本区域は現在も顕彰・教育活動の場となる阿津賀志山及び、史跡阿津賀志山防塁を核として、藤田宿の「鹿島神社例大祭」と在郷町の市、貝田宿の祭礼と講の活動、光明寺集落の水利用、石工技術の継承が行われている。さらに往時を偲ばせる歴史的建造物・石蔵及び町割りを残す2つの宿場、農村集落が存在している。

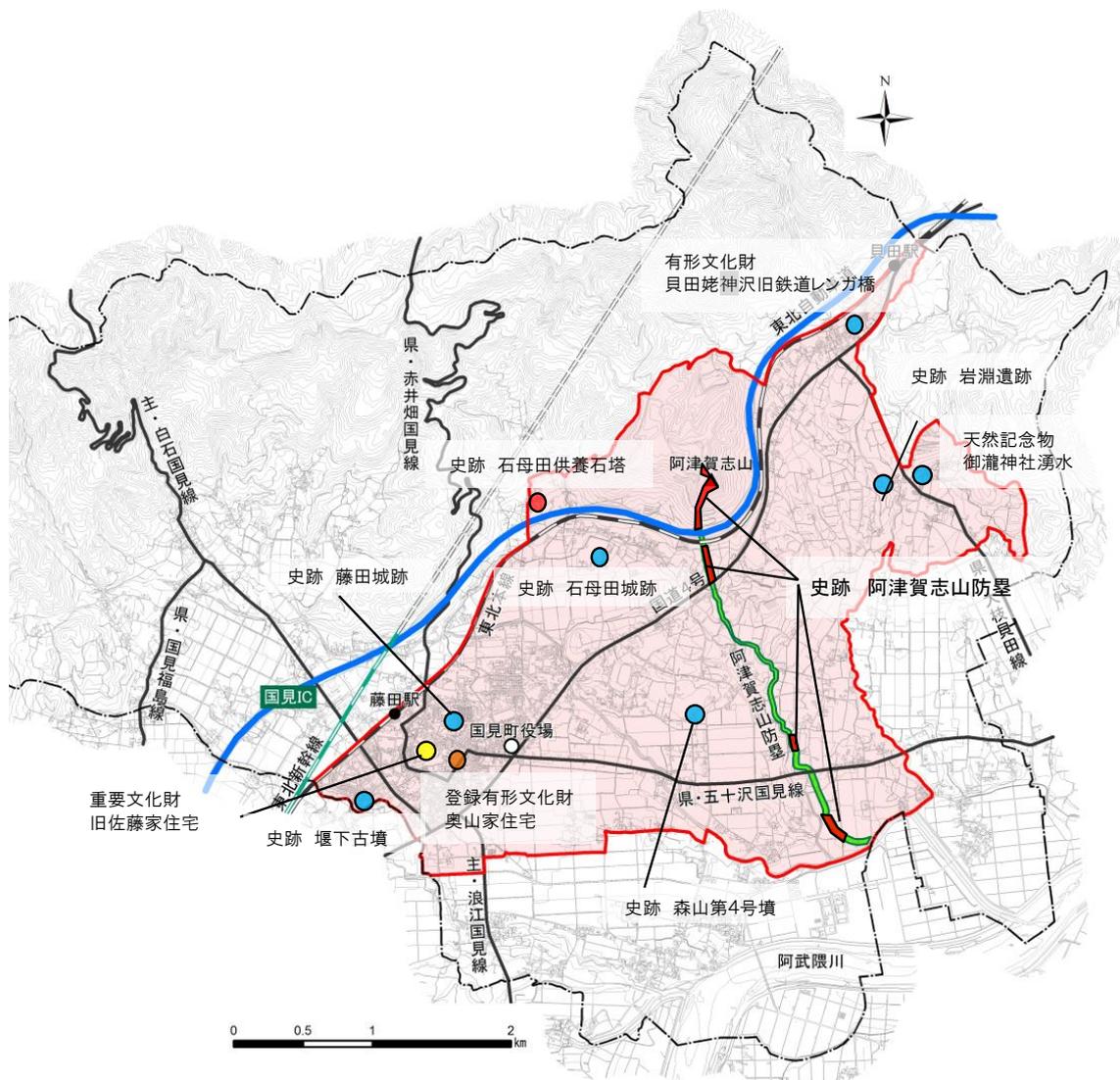
これらの歴史的風致は、草刈りなどの日常的な管理が行き届かず、良好な歴史的・文化的景観も阻害され、歴史的遺産の本来持つ姿が失われつつある。さらにアクセスの不便さ、情報発信不足から認知度や関心が低い状況となっている。また高齢化や若年層の転出は祭礼・伝統芸能の実施を困難なものとしている。

一方旧宿場町と農村集落は、歴史的建造物が残っていたが、多くが震災や経年劣化により取り壊され、わずかに残った建造物も滅失の危機にさらされている状況にある。

そのため、区域の設定にあたっては、阿津賀志山を望む地区としつつ、防塁と旧街道の区域、旧奥州街道上の歴史的建造物が今なお残る、2つの旧宿場町やそこで行われる祭礼、また古くからの水利用が今なお続く光明寺地区を包含する区域とする。

国見町歴史的風致維持向上区域は桑折町との行政界からJR東北本線沿いに北へ進み、阿津賀志山を囲むように林道水晶森線を進み、再びJR東北本線沿いにさらに貝田地区へ進み、宮城県との行政界まで至る。国道4号沿いに南下し、県道大枝貝田線にて東へ進み、県北都市計画区域線に沿うように東へ進む。西根上堰沿いに西へ進み、牛沢川と交差するところから南へ伊達市との行政界まで進む。そして滝川やさらに町道に沿いながら西へ桑折町との行政界までを区域とする。

名 称	国見町歴史的風致維持向上区域
面 積	1,115 h a

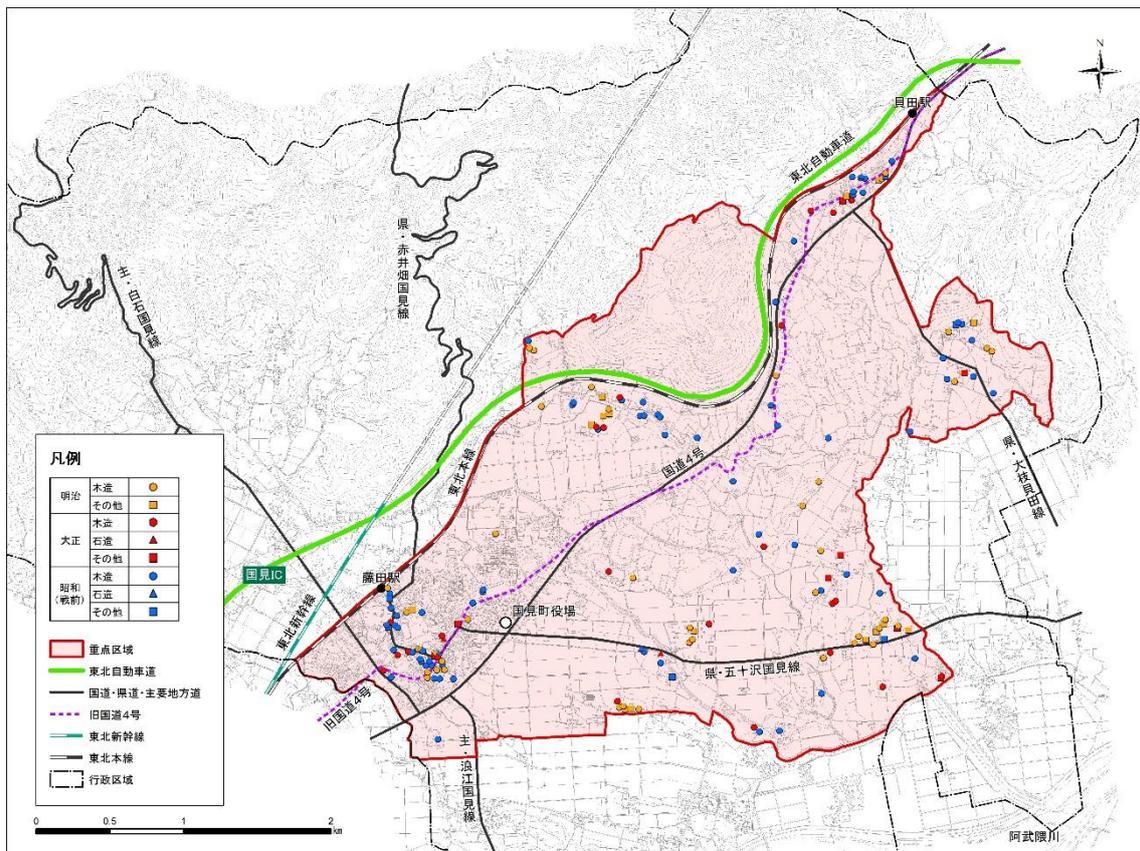


凡例

- 重点区域
- 阿津賀志山防壘(未指定地含)
- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 町指定文化財
- 国登録有形文化財

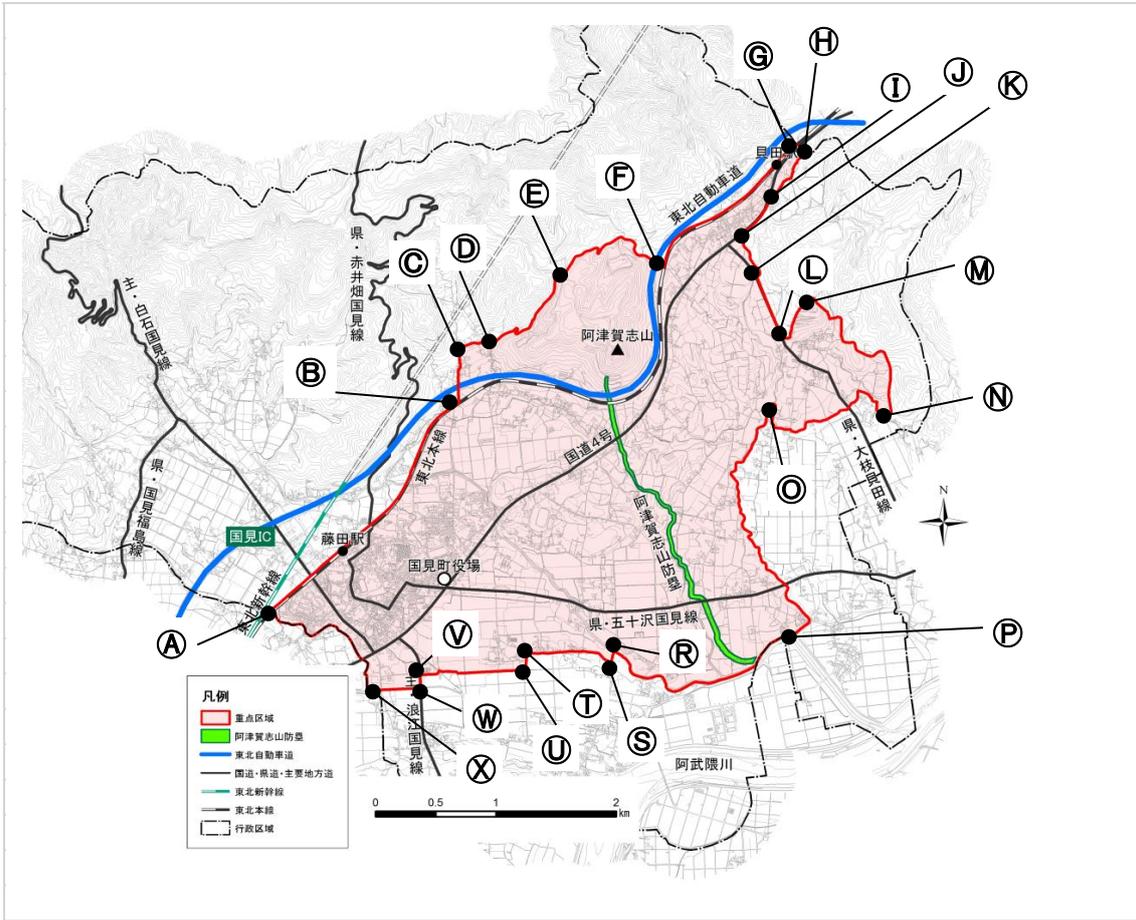
重点区域「国見町歴史的風致維持向上区域」と区域内の指定文化財

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号平成26情使、第590号)



■重点区域内における昭和20年(1945)以前の歴史的建造物の分布状況

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号平成26情使、第590号)



■重点区域「国見町歴史的風致維持向上区域」境界図

①～②	J R東北本線	①～②	国道4号	①～②	町道5号線
②～③	町道2009号線	②～③	牛沢川	③～④	町道116号線
③～④	町道2149号線	③～④	県道大枝貝田線	④～⑤	町道6号線
④～⑤	林道水晶森線	④～⑤	光明寺大字境	⑤～⑥	町道3188号線
⑤～⑥	林道原町線	⑤～⑥	県北都市計画区域線		町道3077号線
⑥～⑦	J R東北本線	⑥～⑦	西根上堰	⑦～⑧	主要地方道浪江国見線
⑦～⑧	宮城県との行政界	⑧～⑨	牛沢川	⑧～⑨	町道4号線
⑧～⑨	町道4001号線	⑨～⑩	滝川	⑩～⑪	桑折町との行政界

3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

本計画における重点区域は、本町のシンボルである「阿津賀志山」と、その裾野を越える街道の宿場町、街道を遮るように構築された阿津賀志山防塁、湧水利用により発展した集落などである。

本町の重点区域内において、関連する歴史的風致を一体的、かつ、重点的に維持向上させることで、本町における固有の歴史遺産の存在意義を町内外に示し、観光等の魅力を増大させることができる。

また、歴史的風致の維持向上により町民が、本町固有の歴史や伝統に対する理解を一層深めることで、町民の意識が向上し、この町に対する「誇り」や「愛着」がさらに強まることが期待される。これにより本町の重点区域外の歴史的風致や地域住民等のまちづくり活動にもその効果が広がり、歴史を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

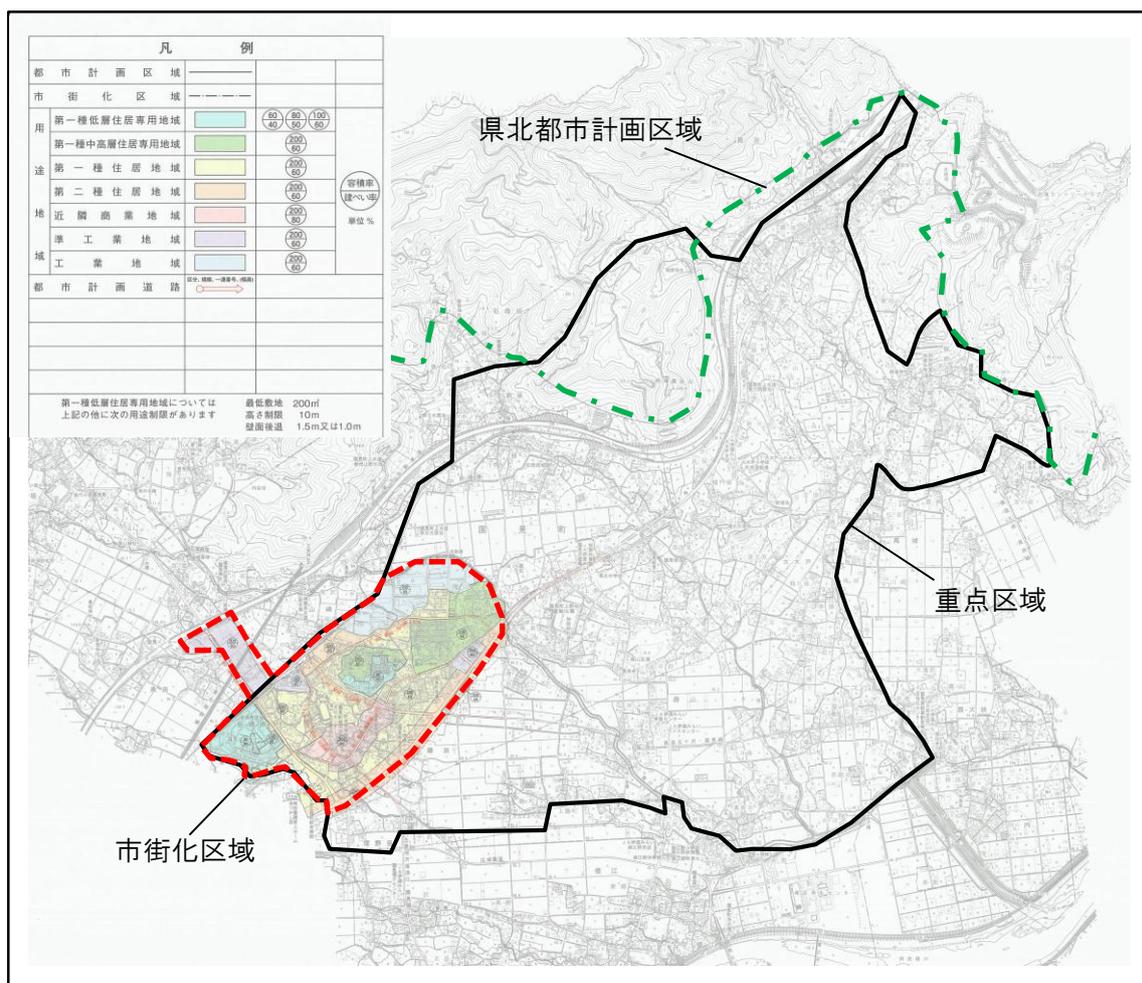
4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画との連携

本町では活力にあふれ、豊かな自然環境と共生する、学術・文化都市を都市づくりの理念とする「県北都市計画区域」に山間部を除く全域 2,600ha が指定され、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため区域区分を定めている。

本計画の重点地区は、阿津賀志山を除き、県北都市計画区域に入り市街化区域を概ね包含する。市街化区域は、旧奥州街道藤田宿を核とする中心市街地が指定され、用途地域が定められている。旧家や町屋が残る地域は、近隣商業地域に指定され、ニュータウンや町営住宅地では第一種低層住居専用地域として、最低敷地 200 m²、高さ制限 10m、壁面後退 1.5 又は 1.0mの制限がかけられ、景観や街並みに配慮している。

今後は歴史を活かしたまちづくりに取り組むことから、都市計画との適切な連携を図ることで、良好な市街地と街並み景観が形成されていくよう誘導を図っていく。



■県北都市計画区域と重点区域

(2) 景観法との連携

本町は、良好な景観を形成している県土の景観形成施策を推進するために策定された「福島県景観計画」による景観計画区域に町全域が指定されている。福島県景観計画では、届け出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、一定規模以上の建築物・工作物等の開発に対し良好な景観を形成するよう規制している。

本町には、奥羽山脈を西に擁し、雄大な山並みと阿武隈川の恵みを背景に美しい田園風景が広がる農村景観、および奥州街道・羽州街道沿いに形成された街道集落を中心とする歴史的景観、旧宿場町を母体とする都市景観など、多様で良好な景観が形成されている。

特に重点区域では、本町のシンボルである阿津賀志山と阿津賀志山防塁を中心に、周辺伝承地が一体となった歴史的景観、旧藤田宿・貝田宿の町並みが作り出す宿場町の景観、光明寺集落における古代からの水利用を反映した農村景観が存在する。また国見石を用いた石蔵や町屋・養蚕住宅など歴史的建造物及び豊かな自然・田園風景により構成された本町固有の景観を作り出している。

重点区域以外にも、旧羽州街道小坂宿など往時を偲ばせる歴史的建造物・町割・水路・石蔵が多数残る。これらの歴史遺産とともに、雄大な山並みと一体となった景観を維持し、後世に継承するため、景観行政団体へ移行するとともに、景観法に基づく景観計画を策定する。

■福島県景観計画区域における届出の必要な行為

行為の種類		規 模
建築物	新築又は移転	*高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超
工作物	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、堀その他これらに類するもの	*高さ5m超
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(オに掲げるものを除く。)	*高さ13m超
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	*高さ20m超
	新設又は移転 カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設 ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	*高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m超又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超	
水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超	

(3) 屋外広告物法との連携

本町における屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により規制されている。この条例では、「良好な景観の形成」及び「歴史的風致の維持」などの観点から、町の美観や自然景観を損なわないような規制が定められている。

本町の重点区域内には、原則屋外広告物を表示できない特別規制地域と市町村長の許可が必要になる普通規制地域が混在しており、良好な景観が阻害されることが懸念される。

よって重点区域内の屋外広告物設置については、今後策定予定の国見町景観計画及び福島県との協議により、適正な管理と歴史的風致維持向上に努めるものとする。

「第一種特別規制地域等」と「第二種特別規制地域等」の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）
	磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域
第二種特別規制地域等	半田沼（桑折町）の周囲300 ^{メートル} 以内
	第二種低層住居専用地域
	重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300 ^{メートル} 以内
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側500 ^{メートル} の区域 ※
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域 ※
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
古墳、墓地、神社等の敷地	

※道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50メートル以下で30戸以上の家屋が連たんする地域）は除く

「第一種普通規制地域等」と「第二種普通規制地域等」の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種普通規制地域等	都市計画法の都市計画区域 （第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く）
	指定道路及びその両側1,000 ^{メートル} の区域 ※
	鉄道全線及びその両側1,000 ^{メートル} の区域 ※
第二種普通規制地域等	河沼郡柳津町大字柳津地内
	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

※道路及び鉄道から展望できない地域は除く

禁 止 の 内 容	禁 止 の 物 件
全ての広告物の表示禁止 (5m以下の管理用広告物(電光表示装置を有しないもの)は表示可能)	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、交通信号機、道路標識、防護さく、駒止め、防雪防砂施設、パーキングメーター、消火栓、火災報知器、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、視線誘導標、カーブミラー
5 m²以内の自己用広告物 (電光表示装置を有しないもの)は表示可能	石垣、擁壁
15 m²以内の自己用広告物 (電光表示装置を有しないもの)は表示可能 (第一種特別規制地域内は、5 m ² 以内)	送電塔、送受信塔、照明塔、風力発電施設 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
はり紙、はり札、広告旗、立看板等の掲出禁止	電力柱、電信電話柱、街路灯、アーケード柱

※彩度の制限があります。

(4) 阿津賀志山防塁保存管理計画

昭和56年(1981)に、全体の約3分の1が史跡に指定された阿津賀志山防塁は、平成6年(1994)に策定された「阿津賀志山防塁保存管理計画」に基づき適切な保存・管理が図られてきた。保存管理計画では、史跡指定地と未指定地が混在するため長大な阿津賀志山防塁を7つの管理基準に分け、規制及び今後の保存に向けた方針を示している。

未指定地では追加指定のための掘調査を行い、同時に史跡の説明板・案内板を設置するものである。また、今後の保存・管理・整備についても検討することが方針として定めてあり、現在に至るまでの指針となっている。

■阿津賀志山防塁保存管理基準

管理基準	位置	地区名	規制内容	今後の保存に向けた方針
A 	②	下二重堀地区	【史跡指定地】 ・文化財保護法による現状変更の届出による規制	・周辺未指定遺構の追加指定を行う。
	⑥	高橋地区(指定)		・発掘調査を行い追加指定する。
	⑫	国道4号北側地区		・指定範囲の明示を行う。 ・一部を史跡公園として整備する。
C 	⑭	二重堀始点地区	【史跡未指定地】 ※埋蔵文化財包蔵地 ・文化財保護法による開発に対する届出による規制	・指定範囲を確認し公有化を行う。 ・史跡公園整備
	⑮	阿津賀志山山頂地区		
	⑨	遠矢崎地区		・範囲を確認し追加指定を行う。 ・指定後、公有化して整備する。
D 	⑪	東国見・西国見地区		
	⑬	JR東北本線・東北自動車道間		
	①	欠下地区		・発掘調査を行い追加指定する。
E 	④	大橋・下入ノ内地区		・発掘調査により遺構を確認し、追加指定について検討する。
	⑤	高橋地区(未指定)		
	⑦	赤穂地区		
	⑩	国見内地区		
F 	③	原前道下地区		・現況の保存に努力する。
	⑧	大久保・手代田地区		
	⑩	国見内地区		
G 	③	原前道下地区		
	⑧	大久保・手代田地区		
	⑩	国見内地区		



■阿津賀志山防壘保存管理基準区域